日本に在留する外国人とその世帯員の皆さんへ

「仮住民票」の記載内容の確認を

外国人登録法が廃止され、7月9日からは、中長期滞在等の外国人住民の方も日本人と同様、住民基本台帳に登録されます。

「外国人登録原票」の情報を基に、住民票の元となる「仮住民票」を世帯ごとに作成し、世帯主と見込まれる方へ5月17日以降にお送りします。記載内容をご確認いただき、世帯主名、世帯主との続柄、世帯員の順番、氏名、ふりがな、在留資格、在留期間などが違っている場合は、同封の返信用紙に記入し、6月15日までに返信してください。修正内容によっては、窓口課へパスポートや「外国人登録証明書」等を持参のうえ、手続をしていただく場合もありますので、ご協力をお願いします。

なお、制度改正後も、現在の「外国人登録証明書」は、当分の間（永住者の方は3年間）、「在留カード」または「特別永住者証明書」とみなして使用することができますので、すぐに切替えを行う必要はありません。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】▼仮住民票について＝窓口課外国人登録係☎5608―6103 ▼制度改正全般について＝総務省電話相談窓口☎0570―066―630または☎6301―1337（英語・中国語・韓国語など5か国語で対応可）

皆さんのご意見を募集します

京成曳舟駅の駅舎デザイン案

都・区・京成電鉄㈱では、「京成押上線（押上駅～八広駅間）連続立体交差事業」において新設する、京成曳舟駅の駅舎デザインの検討を進めています。

この度、駅舎デザイン案がまとまりましたので、皆さんのご意見を募集します。

【回収箱の設置場所】▼区役所1階エスカレーター横 ▼京成曳舟駅押上方面口付近（上り線）・八広方面口付近（下り線）**【ご意見の提出方法】**回収箱に備付けの用紙を5月25日までに回収箱へ**【問合せ】**立体化推進担当☎5608―6263 ＊デザイン案は、回収箱に掲示しているほか、区ホームページでも閲覧可

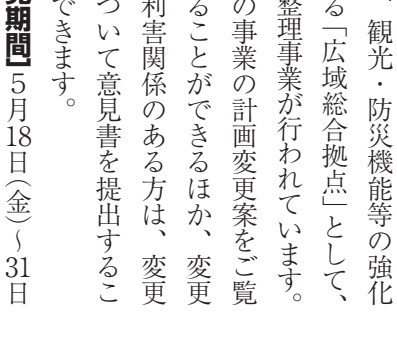

京成曳舟駅の駅舎デザイン案

木造賃貸アパートをお持ちの方へ

空き住戸等改修費の一部助成

区内にある民間木造賃貸住宅の空き住戸や共用部分のバリアフリー化と、屋根・外壁等の改修にかかる費用の一部を助成します。

【補助内容】対象工事費の3分の2以内で、▼空き住戸のバリアフリー化工事費＝1住戸当たり20万円（限度額） ▼共用部分のバリアフリー化工事費＝1棟当たり100万円（限度額） ▼バリアフリー化工事と同時に行った屋根・外壁等の改修工事費＝1棟当たり100万円（限度額）**【対象住宅】**次のすべての要件を満たす住宅▼区内にある2住戸以上の民間木造賃貸住宅で、現に1住戸以上に空きがある ▼空き住戸に、台所・便所・浴室がある（共用部分にある場合は問合せが必要） ＊ほかにも要件あり**【対象者】**区内にある民間木造賃貸住宅の所有者で、次のすべての要件を満たす方▼住民税を滞納していない ▼対象工事で別の補助などを受けていない ▼改修後の空き住戸を区に登録する ▼改修後の空き住戸の入居者を高齢者とする（3か月以上、入居者を確保できない場合は高齢者以外を入居者とすることができる） ＊ほかにも要件あり**【問合せ】**住宅課計画担当☎5608―6215

募集します

墨田区図書館運営協議会の区民委員

区では、図書館サービスの一層の充実を図るため、今年度から「墨田区図書館運営協議会」を設置します。この協議会で、区立図書館の運営等について、利用者の視点でご意見を述べていただく区民委員を募集します。

【対象】区内在住の18歳以上で、図書館運営に関心があり、土曜日または日曜日に年3回程度（各回2時間程度）開催する会議に出席できる方**【任期】**区教育委員会が委嘱した日～平成26年3月31日**【募集数】**若干名（選考）**【選考方法】**書類選考**【申込み】**申込書と、「これからの図書館のあり方」をテーマとした作文（800字程度で書式自由）を直接または郵送、ファクス、Eメールで5月25日（必着）までに、あずま図書館（〒131―0044 文花1―19―1）☎3612―6048・FAX3612―6072・✉AZUMA@city.sumida.lg.jp へ ＊募集要領と申込書は、各図書館で配布しているほか、区ホームページから出力可 ＊電話での問合せの際は、自動音声メニューの「8」を選択

楽しくリサイクルを始めませんか

リサイクルリーダーの派遣

区では、区民の皆さんのリサイクル活動を支援するため、不用品を活用した作品づくり等について指導する「リサイクルリーダー」を派遣しています。

牛乳パックを使った紙すき・工作や、あまり布を使った健康ぞうりづくりなど、1回2時間程度で実演を交えながら丁寧にアドバイスします。ぜひ、ご利用ください。

【対象】子ども会、婦人会、町会・自治会、近隣の有志等で構成する5人以上のグループ**【費用】**無料 ＊会場と材料は各グループで用意**【申込み】**事前に、すみだ清掃事務所（業平5―6―2）☎5608―6922へ

自分たちで企画・運営してみませんか

「成人を祝うつどい」実行委員の募集

平成25年1月14日（祝）に、すみだトリフォニーホール（錦糸1―2―3）で開催する「成人を祝うつどい」では、新成人による実行委員会が中心となり企画・運営を行います。思い出に残る素敵（すてき）な成人式にするため、新成人となる皆さんから実行委員を募集しますので、ぜひ、ご応募ください。

【活動内容】月2・3回開催する会議への参加と事前準備など**【対象】**区内在住で平成4年4月2日～5年4月1日生まれの方**【募集数】**20人程度**【申込み】**6月29日までに文化振興課文化行事担当（区役所14階）☎5608―6181へ

閲覧と意見書の提出ができます

押上・業平橋駅周辺土地区画整理事業計画変更案

押上・業平橋駅周辺地区では、現在、観光・防災機能等の強化を図る「広域総合拠点」として、区画整理事業が行われています。

この事業の計画変更案をご覧になることができるほか、変更案に利害関係のある方は、変更案について意見書を提出することができます。

【閲覧期間】5月18日（金）～31日（木）**【閲覧場所】**拠点整備課（区役所9階）**【意見書の提出方法】**ご意見・住所・氏名を直接または郵送で6月14日（消印有効）までに、〒163―8001都都市整備局市街地整備部民間開発課（都庁第二本庁舎19階）☎5320―5133へ**【問合せ】**拠点整備課拠点整備担当☎5608―6262

広告 スカイツリー内に「J:COM ワンダースタジオ」が5/22にオープン!! ☎0120-999-000（9:00～21:00）

夏のレジャー等に、ご家族でご利用ください
国保「海の家」「山の家」

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している区民の皆さんが、安い料金でご利用になれる「海の家」と「山の家」を開設します。

【開設期間（宿泊分）】▼海の家＝7月21日（土）～8月19日（日）＊民宿「しんどう」は、7月28日（土）から開設　▼山の家＝7月21日（土）～8月29日（水）

【施設名・利用料金等】左表のとおり

【対象】墨田区の国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している区民で、保険料を滞納していない方

【申込み】申込専用はがきを直接または郵送で5月21日（必着）までに国保年金課こくほ庶務係（区役所2階）☎5608―6120へ　＊申込専用はがきは、国保年金課、区民情報コーナー（区役所1階）、各出張所で配布　＊抽選で受付順位を決定し、後日通知

■国保「海の家」「山の家」（1泊2食付き）

種別	施設名・ところ	部屋数	利用料金
海の家	民宿「しんどう」（千葉県岩井海岸）	3室	大人・子ども各3150円
	ホテル「海光苑」（千葉県安房鴨川）	1室	▶大人＝6300円 ▶子ども＝4200円
	マホロバ・マインズ三浦（神奈川県三浦海岸）	4室（2LD）	▶大人＝6930円 ▶子ども＝3696円
山の家	ホテル「南風荘」（神奈川県箱根）	各1室	▶大人＝6300円 ▶子ども＝4200円
	いかほ秀水園（群馬県伊香保）		▶大人＝4200円 ▶子ども＝3150円
	ホテル「湖上苑」（栃木県日光）		▶大人＝5250円 ▶子ども＝4200円
	ホテル「鬼怒川御苑」（栃木県鬼怒川）		▶大人＝6300円 ▶子ども＝4410円 ▶幼児＝3150円

注利用料金（サービス料・消費税込み、入湯税別）欄の大人は中学生以上、子どもは3歳～小学生です。ただし、ホテル「鬼怒川御苑」の子どもは小学生、幼児は3歳～就学前の子どもです。

注民宿「しんどう」は8月10日（金）から5室に、ホテル「鬼怒川御苑」は8月4日（土）から2室になります。

5月26日は、お休みします
専門員による緑化相談

緑と花の学習園（文花2－12－17）で毎週土曜日に実施している「専門員による緑化相談」を、5月26日（土）は、お休みします。

[問合せ]環境保全課緑化推進担当☎5608－6208

5月7日～10月31日に実施
クール・ビズ

区では、より一層の節電に努めるため、職員の服装について、ノーネクタイ・ノー上着の軽装（クール・ビズ）を基本とする夏季の省エネルギー対策を、今年も前倒し・延長して実施しています。

[実施期間]10月31日（水）まで

[問合せ]総務課庶務担当☎5608－6240

地域で子育てを応援してみませんか
すみだファミリー・サポート・センター「サポート会員」の募集

「すみだファミリー・サポート・センター」は、子育ての援助をしたい方（サポート会員）と援助を受けたい方（ファミリー会員）が、地域で子育ての支え合い活動を行っている会員組織です。子育て経験の有無に関わらず、空いた時間を活用して子育て支援活動を行ってみたい方を随時、募集していますので、ぜひ、お申し込みください。

なお、登録には説明会への参加と、講習の受講が必要です。

【対象】区内在住の20歳以上で、子育ての援助に理解と熱意があり、心身ともに健康な方

【活動内容】保育園や学童クラブ等への送迎、一時保育、乳児の見守り等

【活動謝礼】1時間800円～＊交通費や子どもの食事代は保護者の負担

【講習の内容等】▼普通救命講習（テキスト代1400円）▼保育理論、子育てひろばでの実習（無料）

■説明会

【とき・ところ】▼偶数月＝第1水曜日午後2時～3時・すみだボランティアセンター分館（亀沢3―20―11関根ビル4階）▼奇数月＝第1水曜日午前9時半～10時半・すみだボランティアセンター（東向島2―17―14）＊いずれも祝日・年末年始を除く

【申込み】月曜日～金曜日の午前9時～午後5時に電話で、すみだファミリー・サポート・センター☎5608―2020へ　＊水曜日のみ午後7時まで受け付け　＊子育ての援助を受けたい方（ファミリー会員）の登録も随時受け付け

あっせんしています
生ごみ処理機・生ごみ処理容器

区では、家庭から出る生ごみの減量とリサイクルの推進を目的に、「生ごみ処理機」と「生ごみ処理容器」をあっせんしています。あっせん商品の見本の一部や、一覧表、パンフレットは、すみだ清掃事務所（業平5―6―2）、すみだ環境ふれあい館（文花1―32―9）でご覧になれるほか、一覧表は、区ホームページでもご覧になれます。

【対象】区内在住の方

【価格】▼生ごみ処理機（3種類）＝通常価格と比べて、約10パーセント引き　▼生ごみ処理容器（8種類）＝通常価格と比べて、約14パーセント～48パーセント引き　＊いずれも送料・消費税込み

【申込み】随時、すみだ清掃事務所☎5608―6922へ

申請はお早めに
平成24年度児童手当・児童育成手当

児童の健全な育成を図るため、一定の要件に該当する児童を養育している方に、手当を支給します。転入や出生、所得の変更などにより、新たに申請する場合は、15日以内に申請してください。手当は、申請月の翌月分から支給します。

なお、手当を受給されている方へは、児童の養育状況などを確認するため、6月初旬に現況届をお送りします。

■児童手当

6月期分（子ども手当2・3月分および児童手当4・5月分）は、平成23年度子ども手当と同じ内容で支給します。

中学生以下の児童を養育している方が対象ですが、6月分以降は、下表のとおり、所得制限が適用されます。

■児童育成手当（育成手当）

【対象】次のいずれかに該当する児童（18歳に達する年度の3月末まで）を養育している方▼父または母が、死亡または重度障害　▼父母が婚姻を解消　▼父または母に引き続き1年以上遺棄されている　▼父または母が生死不明　▼父または母が引き続き1年以上拘禁されている　▼婚姻によらないで出生

【支給額】児童1人につき、月額1万3500円

■児童育成手当（障害手当）

【対象】次のいずれかに該当する20歳未満の児童等を養育している方▼身体障害者手帳1・2級程度　▼愛の手帳1～3度程度　▼脳性麻痺（まひ）または進行性筋萎縮症

【支給額】児童1人につき、月額1万5500円

【所得限度額】左表のとおり

【申請場所】子育て計画課（区役所4階）

【申請に必要なもの】印鑑、保護者名義の預金通帳等の口座が分かるもの、所得証明（24年1月2日以後の転入者のみ）＊別途書類の提出が必要になる場合あり

【問合せ】子育て計画課児童手当・医療助成担当☎5608―6160

■所得限度額

税法上の扶養親族等の人数	児童手当（6月分から適用）	児童育成手当
0人	622万円	360万4000円
1人	660万円	398万4000円
2人	698万円	436万4000円
3人	736万円	474万4000円

注4人目以降は、扶養1人増につき38万円を加算します。

注所得とは、年間総収入から、給与所得の場合は給与所得控除を、事業所得の場合は必要経費を差し引いた額のことです。その他、社会保険料（8万円）、雑損・医療費控除、障害者控除等が差し引かれます。

☎＝電話　FAX＝ファクス　✉＝Eメール　＝ホームページアドレス

広告　「防災本舗」地震対策ご相談下さい。（家具・ピアノ・仏壇等）ネジ・釘を使わず転倒防止ベルト。　☎0120-56-8181

新たに登録・指定されました
国登録文化財、区登録・指定文化財

[問合せ]生涯学習課文化財担当 ☎5608－6310

国登録有形文化財（建造物）
割烹美家古向島本店店舗

近代向島の雰囲気を伝える料亭建築。中庭の周囲に廊下を巡らし、客室を配する。建材には良材を使用し、各部屋が特徴的なデザインを持つ。昭和初期竣工。

区登録有形民俗文化財
山玉向島講社の碑＜白鬚神社所蔵＞

向島地域にあった富士講の一つである山玉向島講社の人々が大正11年に建立した2基1対の記念碑。

区登録無形文化財（工芸技術）
染織（江戸小紋） 追加認定 中條隆一

小紋染めは型紙を使用して細緻な文様を生地に染め付けする染織技術で、中條氏は50年以上、その技術の体現と継承に力を注いでいる。

区指定有形文化財（歴史資料）
「一勇斎歌川先生墓表」（歌川国芳顕彰碑）＜三囲神社所蔵＞

幕末を代表する浮世絵師・歌川国芳の顕彰碑。明治6年建立。表面には国芳の事績と人柄が、裏面には建立者である弟子たちの名前が刻まれる。

区登録有形文化財（建造物）
旧鈴木八太郎家住宅

中廊下型の間取りを基本としつつ、施主の意向が強く反映された特徴あるつくりの和洋折衷型住宅。昭和11年竣工。

区登録無形文化財（工芸技術）
裁縫（足袋仕立て） 追加認定
石井芳和・石井 きよ子

両氏は足袋仕立ての採寸から仕上げまでの全工程を体得し、現在は機械で行うことが多くなった掛糸づけなどの工程も手作業で行っている。

無料で配布しています
生涯学習ガイドブック

区や区教育委員会、関係機関が主催する講座やイベント等の情報をまとめた冊子を無料で配布しています。

ぜひ、ご活用ください。

【配布場所】生涯学習課（区役所11階）、区民情報コーナー（区役所1階）、すみだ生涯学習センター（東向島2―38―7）、各出張所、図書館、コミュニティ会館、児童館、保健センター、社会福祉会館（東墨田2―7―1）、子育て支援総合センター（京島1―35―9―103）、家庭センター（亀沢3―24―2）、いきいきプラザ（文花1―32―2）、区総合体育館（錦糸4―15―1）ほか**【問合せ】**生涯学習課生涯学習担当 ☎5608―6309

無料で配布しています
すみだ個だわりショップ ガイドブック
「被災地応援編」

「個だわりすみだ発掘隊」（墨田区商店街連合会主催）では、東日本大震災の被災地の商品等を提供している区内のお店を一冊にまとめ、紹介しています。

【配布場所】産業経済課（区役所14階）、各出張所、図書館ほか**【問合せ】**産業経済課産業振興担当 ☎5608―6187

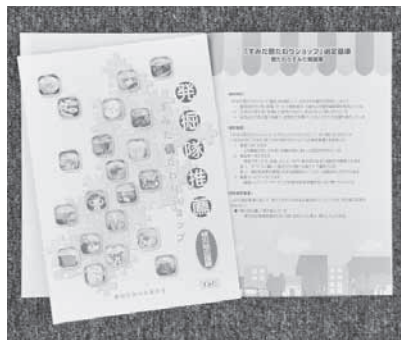

新たな制度で、区内の中小企業者を応援します
知的財産権取得補助金

区では、区内産業の活性化を図るため、中小企業者が知的財産権を取得する際の経費の補助を、今年度から開始しました。この補助金を活用し、商品開発等にお役立てください。

【対象となる知的財産権】特許権、実用新案権、意匠権、商標権**【対象者】**次のすべての要件を満たす中小企業者▼区内に主たる事業所を有する ▼知的財産権の出願時に区内で引き続き1年以上事業を営んでいる ▼知的財産権の活用事業計画がある ▼知的財産権の取得に対する補助について、すみだ中小企業センターが実施する商工相談を受けている ▼特許権については、先行技術調査が終了している ▼実質的に、大企業が経営に参画していない ▼前年度の住民税を滞納していない ＊ほかにも要件あり**【対象経費】**▼出願料、出願審査請求料、技術評価請求料、特許料、登録料 ▼知的財産権の出願・取得に係る手続を弁理士や弁護士に委託した場合の報酬など**【補助率】**対象経費の合計額の2分の1（1000円未満は切捨て）**【限度額】**20万円**【問合せ】**すみだ中小企業センター ☎3617―4351

販路拡張の取組を支援します
区内生産品等販路拡張事業

区内生産品等の販路を拡張するために、見本市や展示会等へ参加する中小企業団体に対し、区では、出展経費の一部を補助しています。独自製品や優れた加工技術の情報を発信する際に、ぜひ、ご活用ください。

【対象】区内に事業所を有する中小企業5社以上で構成される団体**【補助率】**2分の1**【限度額】**85万円**【問合せ】**産業経済課産業振興担当 ☎5608―6186

専門家を無料で派遣します
商工業アドバイザーの派遣

区では、区内中小企業等が新商品開発や経営分析などの取組を実施する際に、中小企業診断士や工業デザイナー等の専門家を派遣しています。

【対象】▼区内中小企業 ▼5社以上の中小企業で構成され、そのうち2分の1以上が区内に事業所を有している団体**【費用】**無料**【問合せ】**産業経済課産業振興担当 ☎5608―6186

＊年度内3回まで利用可

広告 錦糸町法律相談センター：弁護士会の法律相談 ☎5625-7336（月～土9時30分～12時、13時～16時）